

# 酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2013年1月30日

No.7

裁判プロジェクト

## 減給処分はなぜ無効なのか 社会通念上相当性を欠き、懲戒権を濫用したもの

全ての所員のみなさんに 真実 を明らかにします

J R東海労東二運分会書記長（原告）への酒気帯びデッチ上げと、根拠のない不当な懲戒処分の取り消しを求めていた裁判の判決が、1月23日東京地裁で出されました。判決では、「被告が原告に対してした平成23年2月16日付け減給処分が無効であることを確認する。」と、会社（被告）が行った処分は認められないというものです。私たちが明らかにした正当性と会社の不当性がハッキリしたのです。

では一体なぜ「減給処分が無効」なのでしょう

判決では、減給処分が無効である理由を幾つも挙げています。取りあえず二つだけ紹介します。第1は、「原告が新幹線乗務員という旅客の安全を最優先とすべき職務上の義務を負う立場にあることを最大限考慮したとしても、①違反行為の態様、②生じた結果の程度、③一般情状及び④前歴等、更には、⑤被告の過去の処分例、⑥ J R他社の取扱いと比較して、⑦その処分量定は重きに失しており、⑧社会通念上相当を欠き、⑨懲戒権を濫用したというべきであるから、無効であるといわざるを得ない。」と根拠を明らかにして、無効を断定しました。新幹線の安全を最優先にして、という前提を置いてかつ具体的に九項目を挙げて、懲戒処分が「社会通念上相当を欠き、懲戒権を濫用」だと言っているのです。（上記 赤書きはいずれも筆者）

第2の特徴は、「酒気帯び」のデッチ上げについてです。被告側証人の証言を具体的に検証し、特に当日のアルコール検査後の様子の証言の矛盾を指摘し、証言は採用できないとしているのが特徴です。具体的な内容は順を追って後日明らかにしますが、判決では、証言が「あいまい」だということを強く指摘しています。

これは、検査の結果が「酒気帯び」かどうか、の判断に大きく関係していることを示すものです。職場の管理者の判断は、「検査結果」は「酒気帯び」ではない。したがって、最初のコブは間に合わないが、次のコブから所定に乗務させる、というのが結論であったということ証言した事になります。その職場の判断をくつがえしたのが幹鉄事であり本社なのです。誤魔化し通すことができなかったのです。

被告、東海旅客鉄道株式会社 は直ちに処分を取り消しなさい。  
原告、斉藤書記長と J R東海労に謝罪しなさい。  
運輸所を騒がせた管理者は、職場に出てきて所員に謝りなさい。